

命名権者の公募について

次のとおり、公募します。

令和8年1月20日

独立行政法人海技教育機構
理事長 田島 哲明

1. 公募に付する施設

- ・独立行政法人海技教育機構 国立宮古海上技術短期大学校 視聴覚教室

施設の名称に企業名等を冠した愛称を付し、施設の愛称として使用します。教職員・学生及び地域住民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

2. 応募資格

命名権者になることを希望する法人と法人以外の団体、若しくは法人等により構成された団体又は個人を対象とします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ⑥賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪その他命名権者として、適当でないと認められるもの

3. 契約期間

原則3年以上とし、別途協議する。

ただし、パンフレット、ホームページ、学生生活案内等の各種広報物・印刷物については、愛称使用開始期間が到来していない場合であっても、愛称を使用することがあります。

4. 募集期間

令和8年1月20日から令和8年3月19日まで。

5. 選考方法

募集要項に定める資格要件及び選定基準をもとに、選定項目、評価基準をもとに、評価を行い、総合的に判断します。なお、選定結果はすべての応募者に通知します。
また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

6. その他

詳細は募集要項に基づきます。

7. 申込書等の提出先・問合せ先

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

独立行政法人海技教育機構 企画調整部 企画課

電話 045-211-7316

E-mail kikaku-honbu@jmets.ac.jp